

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、令和2年3月9日に全日本港湾労働組合沖縄地方本部執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。

令和2年3月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事件（要求事項）

- (1) 夏季一時金については、職員・常備は基本給の35割とし、2020年7月10日までに支給すること。
- (2) 初任給は高卒（18歳基準）で188,920円とし、期間は2020年4月1日から2021年3月31日までに採用された者とする事。
- (3) 家族手当の見直し、及びその他手当の改善
- (4) 働き方改革関連法の適用にあたり、トラック部会において労使協議の場を設置すること。

2 期間 2020年3月20日始業時から争議解決の日まで

3 場所 沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社オウ・ティ・ケイ、株式会社第一港運、一般社団法人全沖縄検数協会、沖縄第一倉庫株式会社、第一荷役運送株式会社、琉球物流株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、琉球物流運輸株式会社、株式会社沖縄急送、琉球倉庫運輸株式会社、株式会社東洋、株式会社きょうはい、マルエー物流株式会社、株式会社小禄運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、株式会社沖縄コンクリート、琉球海運株式会社、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社及び石垣港運株式会社

4 概要 全日本港湾労働組合沖縄地方本部の組合員が稼働する職場全て。